

奄美地域 地域振興の取組方針〈改訂版〉
第2回地域懇談会用素案たたき

令和 5 年 3 月
鹿児島県大島支庁

目 次

第1章	改訂の趣旨	1
第2章	時代の潮流と奄美地域の現状・課題	1
1	世界自然登録を契機とした多様で魅力ある奄美群島の実現	1
2	新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題と新たな動き	2
3	人口減少・少子高齢化の進行	2
4	地域の産業構造の状況と社会経済環境の変化	3
5	Society5.0の実現に向けたデジタル化の推進	4
6	グリーン社会・エネルギー問題への対応	4
7	国土強靱化・災害リスクへの対応	5
8	価値観・ライフスタイル等の変化や地方回帰の動き	5
9	地域のつながりや教育・子育て環境の変化	6
10	地域課題の多様化・複雑化	7
11	SDGsの推進	7
第3章	奄美地域の目指す姿	7
第4章	奄美地域振興の取組方針	8
1	世界自然遺産登録を契機とした、多様で魅力ある奄美群島の振興	8
(1)	島々の暮らしを支える環境の整備	8
(2)	島々の魅力を生かした地域づくり	8
(3)	島々の特性を生かした産業の振興	9
2	未来を拓く人づくり	10
(1)	誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現	10
(2)	結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう「子宝の島」の実現	11
(3)	「長寿の島」の実現と良質な医療・介護の確保	11
(4)	「シマ」を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興	12
3	暮らしやすい社会づくり	14
(1)	脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生（「島の宝」を守り受け継ぐ取組）	14
(2)	安心・安全な生活の実現	16
(3)	人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成と活力あるまちづくり	17
(4)	個性や「結いの精神」を生かしたシマづくり	19
4	活力ある産業づくり	20
(1)	農林水産業の「稼ぐ力」の向上	20
(2)	観光の「稼ぐ力」の向上	22
(3)	企業の「稼ぐ力」の向上	23
(4)	地域を支え地域で活躍できる働き方の創出	24
5	施策推進の基盤	25
(1)	デジタルテクノロジーを活用した暮らしの向上	25
第5章	取組方針実現のために	25

第1章 改訂の趣旨

「奄美地域 地域振興の取組方針」は、県政全般にわたって最も基本となる「かごしま未来創造ビジョン（2018年3月策定）」を補完し、概ね10年という中長期的な観点から奄美地域の目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示すものとして、2019年3月に策定をしたものです。大島支庁では、ビジョンの地域版である同方針に基づいて、豊かな自然環境や安心・安全で豊富な“食”，独自性を有し多彩な文化，地域資源等を活用した個性ある産業，豊富な「ウェルネス」（健康・癒やし・長寿）素材などを様々な分野において有効に活用し、各般の施策を通じて地域活性化に取り組んできたところです。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大，デジタル化の進展，SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現など、我が国を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しており、これらへの対応が重要となりました。そのような中、県では、鹿児島県の現状を踏まえ、行政課題や挑戦すべきテーマを明確にし、体系的に整理した上で、中長期的観点から本県のあるべき姿や今後の県政の進むべき基本的な方向性，戦略を示すため、「かごしま未来創造ビジョン」を2022年3月に改訂したところです。

一方、奄美大島及び徳之島は、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域であることが評価され、沖縄の2つの島とともに2021年7月26日に世界自然遺産に登録されました。奄美地域において、2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県として、その強みや多様な伝統・文化等の魅力を生かし、交流人口の拡大や産業振興，人と自然が共生する地域づくりを展開する必要があります。

大島支庁においては、奄美地域の現状や社会経済情勢の変化を踏まえ、改訂後のビジョンに沿って、今般、「地域振興の取組方針」について見直すこととしました。

第2章 時代の潮流と奄美地域の現状・課題

1 世界自然遺産登録を契機とした多様で魅力ある奄美群島の実現

奄美大島及び徳之島は、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域であることが評価され、沖縄の2つの島とともに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として2021年7月26日に世界自然遺産に登録されました。

世界自然遺産としての価値の維持，適正な保全・管理を図りながら，地域の活性化に寄与することが期待されていますが，これには，観光や教育など特定の分野だけでなく，様々な分野に生かすことが求められるほか，奄美大島及び徳之島のみならず，奄美群島全体にその効果を波及させ，持続可能な地域づくりを進める必要があります。

併せて，世界自然遺産の効果をより高めるためには，2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県である強みを生かし，屋久島との連携を図ることも必要です。加えて，沖縄県と広域的連携を図る視点も欠かせません。

多様で魅力ある奄美群島の実現のために、島々の暮らしを支える環境を整備し、島々の魅力を生かした地域づくりや特性を生かした産業の振興を図る必要があります。

一方、世界自然遺産地域の保全については、アマミノクロウサギ等希少種のロードキル（交通事故）の状況把握及びその対策の検討や希少野生生物盗採等への対策の検討が必要であり、奄美大島及び徳之島の全市町村では「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定

し、希少な野生動植物の保護を図っています。

外来種についても、ノネコ・ノイヌ・ノヤギの具体的な対策の実施及びオオキンケイギク等の植物も含めた計画的な駆除等を検討することが必要です。

奄美地域の世界自然遺産登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図る必要があるとともに、質の高いエコツアーを提供するため、受入体制の整備等を進める必要があります。

2 新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題と新たな動き

新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市の過密・一極集中のリスク、デジタル化・オンライン化の遅れ、新しい技術を活用できる人材の不足、中小企業・小規模事業者の苦境等が顕在化しました。中でも、医療機関の利用が困難な地域が多く存在するなど、奄美地域においては島々の暮らしを支える環境の整備を推進する必要があります。

また、非正規雇用労働者をはじめとする雇用への影響も出ています。

人の移動に制約がある社会にあっても、リモートで人がつながるなど、新たな日常を構築する原動力となる社会全体のデジタル化が求められており、あらゆる分野でのデジタル化をはじめとするデジタル社会の実現に向けて、民間と一体となって取り組む必要があります。

また、人の移動の制約により、テレワークなどの活用・定着が広がり始めたことは、人々の意識変化につながっており、地方回帰の気運が更に高まっています。

これらのデジタル化の動きは、地理的不利性を有する奄美地域にあって、地理的な制約を解消するものとして地域活性化のチャンスにもなりうるものとも考えることができます。

この機会を逃すことなく、奄美地域への人の流れを、今後更につくっていくことが重要であり、大都市圏等の方々に、奄美地域の魅力を知っていただくことが必要です。

そのためには、奄美地域に今ある地域資源を更に磨き上げ、その良さを県内外に発信するとともに、若者にとって魅力的な仕事や暮らしやすい地域をつくり、若者等の県内定着と大都市圏等からのUIターンを更に促進することが必要です。

さらに、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興を図りつつ、高い技術力を有する製造業の競争力の強化などに取り組み、経済を持続的に発展させることで、「稼ぐ力」を向上させ、県民所得の向上を図ることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えながら、これらの取組を行うことで、時代の潮流にも強克的確に対応できる社会、安心・安全で持続可能な地域社会、そして高齢者や女性、障害者、子ども、外国人など、あらゆる方々が生き生きと活躍し、誰一人取り残さない社会を構築することが重要です。

3 人口減少・少子高齢化の進行

奄美地域の総人口は、奄美群島の本土復帰後、記録が残る1955年以降、若年層を中心に人口流出が続き、この65年間に10万1,082人(49.2パーセント)減少し、2020年10月1日現在で10万4,281人となっています。平成27年度から令和2年度にかけて、龍郷町以外の市町村で人口減少が進み、群島全体では県全体より1.7ポイント高い5.3%が減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、奄美地域の人口は、5年後には9,004人(8.6パーセント)減の9万5,277人となることが推測されています。

また、2020年の年齢各階層別人口構成については、高等学校卒業後の19歳での地域外流出が極めて大きく、65歳以上の階層になると構成比が全国平均を上回っている年齢が多くなっています。

大都市圏への人口集中という全国的な傾向の中で、特に若年層が流出し、過疎化が進行した奄美地域の年齢構成は、平均余命の伸びも加わって高齢化が急速に進んでいます。

(今後修正の可能性あり)加えて、奄美群島においては、男性の全死亡における65歳未満の死亡割合が県平均や全国平均よりも高い割合で推移しており、令和2年度においては15.1%と、県平均の11.9%を3.2ポイント上回っている状況にあります。これらは、生活習慣に起因するものが多く、喫煙や多量飲酒など男性の早世予防を地域ぐるみで進めていく必要があります。

2020年において、人口に占める生産年齢人口の割合は50.9%であり、あらゆる分野で人材不足が課題となっています。

深刻化する少子高齢化や人手不足を解消するために、住みやすく暮らしやすい奄美地域をつくる必要があります。そのためには若年層の地域内定着やUターンを更に促進する必要があります。とりわけ、地域外に進学・就職し、一定の経験を積んだ後、ゆくゆくは地元に戻ることを希望する群島出身者も一定数存在することから、群島外への情報発信のみならず、島内で暮らす人にもふるさとの良さを再認識してもらう必要があります。

高齢化が進む一方、2013年～2017年の奄美地域内の市町村の合計特殊出生率は伊仙町をはじめ4町が上位10位までに入っています。

この背景としては、奄美地域に受け継がれている「結いの精神」に基づく地域ぐるみでの子育ての気風や「子は宝」という価値観等があると言われており、少子化対策が全国的な課題となっている中、奄美地域の子育て環境は、今後の子育て支援のあり方を考える上で、貴重な示唆を与えてくれるものです。

4 地域の産業構造の状況と社会経済環境の変化

2019年度の郡内総生産3,522億円のうち、第1次産業は219億円(6.1パーセント)、第2次産業は547億円(11.9パーセント、うち製造業は3.4パーセント)、第3次産業は2,722億円(76.1パーセント)を占めていますが、第1次産業、第3次産業が全国に比べて高い一方、第2次産業のうち、製造業についてはかなり低い割合であり、基幹産業である農業及び観光業に依存する産業構造となっています。

2019年度の一人当たりの郡民所得は237万円で、本県の一人当たり県民所得の92.7パーセント、一人当たり国民所得の74.5パーセントとなっており、依然として格差が残っています。

奄美地域の気候は亜熱帯海洋性に属し、年間を通じて温暖多雨で、狭小性等の島しょ地域特有の厳しさに加え、外海隔絶性が強く、こうしたことが物価や人及びモノの移動に係る経費等の本土との格差の大きな要因となっています。

また、離島の中でも特に台風の常襲地帯となっているほか、猛毒を有するハブや有害動物等が生息していることなどにより、住民生活や生産活動に多大な影響を及ぼしています。

このような中、観光は経済的にも裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす産業であること

に加え、地域に対しては交流人口の増加によって産業・雇用を創出し、地域を活性化するものであり、観光資源の豊富な奄美地域にとって大きな可能性を持つ産業として期待されています。

近年、奄美空港へのLCCの就航やクルーズ船の寄港、奄美群島振興交付金を活用した航路・航空路の運賃軽減などの効果により2019年の入込客は記録の残る1970年以降で最高の約89万1千人となっています。

加えて、奄美大島及び徳之島が、沖縄の2つの島とともに、2021年7月26日に世界自然遺産に登録され、本県は、2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県として、国内外から今後ますます注目されることが期待されます。

5 Society5.0の実現に向けたデジタル化の推進

多くの地域において、交通弱者の増加、医療・介護サービスの担い手不足、地域の小売・生活関連サービスの衰退、インフラ維持管理の負担増等、地方創生に向けて解決すべき様々な社会課題が山積しており、デジタル技術を活用した解決が期待されていますが、地理的制約を有する離島にとって、その重要性はますます高まっています。

一方、奄美地域におけるデジタル化は遅れているのが実情であり、光ファイバは全域で整備されていますが、携帯電話は、不感地域及び一部事業者のサービスが利用できない地域が存在しています。

情報通信基盤の整備を進め、社会全体のデジタル化により、必要な人に、必要な時に、医療や介護、交通等の必要なサービスが提供される、便利で安心・安全な社会を実現することが必要です。

また、デジタル化の動きは、地理的不利性を有する奄美地域にあつて、地理的な制約を解消するものとして地域活性化のチャンスにもなりうるものとも考えることができます。

デジタルを前提とした働き方により移住や交流を促進するほか、デジタル技術やデータを活用し、労働生産性の向上や既存製品・サービスの高付加価値化、新たな製品・サービスを創出し、群島内の経済を活性化することが求められます。

6 グリーン社会・エネルギー問題への対応

世界自然遺産に登録されたすばらしい自然や人間と自然との関わりである環境文化が息づく遺産としての価値の維持、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体で持続可能な地域づくりを推進していく必要があります。

併せて、豊かな自然環境を再生可能エネルギーの資源として活用し、群島民の負担の抑制と地域との共生を図りながら、最大限の導入を促進する必要があります。

太陽光、風力などの再生可能エネルギーの導入は、エネルギー自給率の向上や、温室効果ガスの削減等にとって重要です。

太陽光発電設備については、住宅等で導入されているほか、メガソーラーも設置されています。太陽熱を利用した給湯設備や風力発電設備については、医療福祉施設や公共施設などにおいて導入されています。また、製糖工場におけるさとうきびの絞りかす(バガス)を利用した発電など、奄美の地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用も図ら

れています。

7 国土強靱化・災害リスクへの対応

奄美群島においては、本土復帰後の特別措置法に基づく復興、振興及び振興開発事業の実施により、交通基盤や産業基盤、生活環境などの社会資本の整備が進むとともに、生活水準も着実に向上するなど大きな成果を上げてきました。

しかしながら、本土との地理的条件の格差、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあつて、自立的発展の基礎条件は必ずしも確立されたとは言い難い状況にあります。

群島内の道路整備については、生活圏の拡大、産業活動の振興及び文化の発展を図るため、一般国道58号及び主要地方道の幹線道路の整備を進めるとともに、これらを補完し、地域住民の日常生活と密接に結びついた一般県道等の生活道路整備を図ってきており、引き続き、各集落間を結ぶ主要地方道等の整備を積極的に推進する必要があります。

離島における港湾は、地域住民の日常生活に直結し、地域産業・経済の発展に寄与する重要な交通基盤施設であり、これまで名瀬港ほか31港を整備しています。現在、各島の主要港については、施設の機能増進、船舶の安全接岸や就航率の向上を図るため、外かく施設や接岸施設等の整備を進めています。

本土から遠隔地にあるという地理的なハンディを解消し、均衡ある地域振興を図るため、奄美空港、徳之島空港、喜界空港、沖永良部空港、与論空港の5空港を整備しています。

本群島の二級河川は51河川、総延長約142kmで、そのほとんどが流路延長の短い急流河川です。河川の洪水氾濫等による災害を防止するため、昭和29年以降、補助事業による抜本的な改修を実施しているほか、災害復旧事業や県単独事業により護岸施設の整備、中洲・寄洲の除去等を実施しています。

奄美大島及び徳之島においては、地形的に急峻であるうえ、頁岩、粘板岩等の脆弱な地質からなっており、土石流や崖崩れ等による災害が頻発しています。そこで、砂防施設や急傾斜地崩壊防止対策、地すべり防止対策、土砂災害警戒区域等の指定といった対策を進めています。

本群島の海岸線延長は870kmにもおよび、そのうち、海岸保全区域に指定されているものは約9%の80.8kmとなっています。奄美群島の海岸の大半は隆起珊瑚礁からなっていますが、本群島の地形的な制約から集落のほとんどが海岸付近に点在しているため、台風時や冬季の季節風による高潮・波浪で災害が頻発しており、これらの災害を未然に防止するため、海岸保全施設の整備を行っています。

8 価値観・ライフスタイル等の変化や地方回帰の動き

国民の価値観やライフスタイルが多様化している中、奄美地域では「ゆったりとした地域性」や多様で豊かな自然、厚い人情や助け合いの精神が強い中で、人々は質素ながらも健康で心豊かに暮らしていくという価値観やライフスタイルが形成されており、そのような奄美的な価値観やライフスタイルに共感し、島外から多くの人々がIターン等により居住しています。また、外部から多様な形で継続的に地域と関わり、現地の人々と交流する「関係人口」も増えつつあり、地域の活性化や課題解決にとって重要な存在となっています。

デジタルの実装により大都市の利便性が身近になり、一方で、地理的特性から生じる豊かな自然環境や特徴ある伝統文化が、地域の豊かさとして認識され、魅力ある移住先、交流先あるいはビジネスの拠点として注目されることが期待されます。

都市部等と比べると、近代的な生活環境や物質的な豊かさという面では大きな地域差があるものの、その差をむしろ「価値ある地域差」として見直し、個性的で魅力ある資源として活用することにより、二地域居住やU Iターンなど、多様化する価値観やライフスタイルの受皿づくりにつなげ、地域の活性化を図ることが求められます。

とりわけ、奄美群島においては、住まいの需給におけるミスマッチが生じており、地域に増えつつある空き家を、移住定住や地域の交流施設等に活用する取組が必要となります。

地域における多様な人々が互いを尊重しながら共生し、誰もが自分らしく暮らせる、包摂的な社会の実現がますます重要になっています。

地域住民が助け合い支え合う「結いの精神」が色濃く受け継がれている中、従来地域社会が持っていた地域の力を再生し、協働して地域を活性化する仕組みを構築することが求められています。

「人と自然との共生」や「結いの精神」を地域活性化に生かすことにより、奄美群島は他の地域に先がけて現代社会の「転換」を主導する可能性を有する地域になるとも言えます。

9 地域のつながりや教育・子育て環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、つながりや支え合いの必要性が以前にも増して高まっており、今後は、新たな生活様式に適合させながら展開していくことが必要となっています。

地域コミュニティ、NPOなどの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統等を生かしながら、地域課題の解決などに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する必要があります。

(今後数値を更新予定)全国的な少子高齢化や人口減少の進展により、小・中・義務教育学校（以下「小中学校等」）・高等学校に在籍する児童生徒数は減少しており、奄美群島においても、年度の約●人に対し、●年度では約●人となっています。

こうしたことから県内の小中学校等の学校数は、●年度の約●校に対し、●年度では約●校に減少しており、このうち、11学級以下の小規模校が小学校では全体の約●%、中学校では約●%を占めています。

また、奄美群島内の県立高校については、●年度の●校に対し●年度では●校に減少し、このうち●校が1学年3又は2学級の小規模校となっています。

このような状況の中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現することが求められており、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう努めていく必要があります。

奄美群島においては、豊かな自然と人間関係、伝統芸能の継承など奄美のよさを生かした教育活動が行われているほか、また、学校・家庭・地域が連携して取り組む三つの運動～家庭学習60・90運動、ともに親しむ読書運動、島唄・島口、美ら島運動～を推進

し、社会教育の充実にも努めています。

その一方で、学力の定着、不登校、思考力・判断力・表現力等の向上、学習習慣の確立などが主な課題となっています。

10 地域課題の多様化・複雑化

奄美群島の振興開発については、これまで復興事業、振興事業とそれに引き続く振興開発事業がそれぞれ復興・振興・振興開発計画に基づき、総合的に展開されてきました。

振興開発事業の積極的な取組の結果、道路、港湾、空港等の交通基盤、農林水産業等の産業基盤、上下水道、保健医療・福祉施設、学校施設等の生活・教育基盤の整備は進み、なかでも国・県道改良率や水道普及率、ほ場整備率等が全国・県平均を上回るなど、社会資本の整備については、復興事業、振興事業とそれに引き続く振興開発事業の成果が顕著に現れてきています。しかしながら、本土との間には、所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差が依然として存在し、人口減少や高齢化の進行など、いまだ解決されない課題が残されています。

さらに、従来からの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題はより複合的なものとなっています。

感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを、地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくなど、地域の魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組むこと、そしてその地域がその魅力をしっかりと発信していくことが重要となります。

地域社会においては、行政だけでなく、地域コミュニティやNPO、企業等の多様な主体によって、地域に必要なサービスの提供や地域の課題解決に向けた取組を行うことが必要であり、これらの多様な主体の協働によるプラットフォームの構築が求められています。

11 SDGsの推進 検討中

第3章 奄美地域の目指す姿

この章では、第1章「ビジョン改訂の趣旨」や第2章「時代の潮流と奄美群島の現状・課題」を踏まえ、おおむね10年後を展望し、奄美群島が目指す姿を示します。

目指す姿は、「誰もが安心して暮らし、活躍できる奄美群島」とし、時代の潮流にも的確に対応し、将来にわたって全ての島民が生き生きと活躍し、安心して心豊かに暮らし続けられる奄美群島の実現に向け、「未来を拓く人づくり」、「暮らしやすい社会づくり」、「活力ある産業づくり」に取り組む、これらの好循環を生み出すことにより、目指す姿を実現します。

1 未来を拓く人づくり

～「島ちゅ」一人ひとりが多様で個性ある島の文化に誇りを持ち、多彩な個性と能力を発揮する奄美群島～

字・集落コミュニティや地域産業の中心で活躍する人材、新たな未来を切り拓いていく人材の確保・育成に取り組めます。また、島の発展を支えようとする人材を育成する

ため、郷土教育の充実を図るとともに、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

2 暮らしやすい社会づくり

～「結いの精神」を生かした、島民誰もが生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる奄美群島～

古来から地域に根付く「結いの精神」をまもり・生かしながら、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成などに取り組み、「子宝の島」、「長寿の島」をさらに推進します。また、これらを基盤として、島の宝である自然を守り受け継ぐとともに、高齢者や女性、障害者、子どもなど、誰もが安心して暮らせる奄美群島をつくります。

3 活力ある産業づくり

～世界自然遺産の効果が地域産業に波及する活力ある奄美群島～

基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興に取り組むとともに、奄美黒糖焼酎や本場大島紬など地域資源等を活用した個性ある産業の競争力の強化などに取り組みます。また、世界自然遺産の効果を地域産業に波及させ、奄美の「稼ぐ力」の向上を図ります。

第4章 奄美地域振興の取組方針

1 世界自然遺産登録を契機とした、多様で魅力ある奄美群島の振興

(1) 島々の暮らしを支える環境の整備

- ・ 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良とともに、観光客に対する奄美地域ならではの歓迎ムードを醸成するための体制整備に努めます。
- ・ 航空路線については、国等と連携しながら、鹿児島、東京、大阪、沖縄等の各空港及び各島間の路線の維持・充実、利便性の向上に努めます。なお、航空運賃については、運賃軽減を継続するとともに、制度の拡充を検討します。また、国に対しても、財政支援措置の拡充など、離島航空路線の安定的な運航を確保するための支援策等の維持・充実を図るよう、働きかけます。
- ・ 航路は、住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、引き続き、国等と連携しながら運営費補助等を行うなど、その安定的な運航の維持・確保に努めます。また、航路運賃については、運賃軽減を継続するとともに、制度の拡充を検討します。

(2) 島々の魅力を生かした地域づくり

- ・ 世界自然遺産、国立公園など奄美地域が持つ優れた自然環境や個性的な伝統・文化を、奄美地域全体において、観光のみならず農林水産業や子育て、医療福祉など多様な分野で活用する地域活性化の取組を促進します。
- ・ 学校教育や社会教育等の場で、島唄や八月踊りなどの伝統・文化の保存・伝承を

促進します。また、地域文化の地域住民への普及促進及び有識者による地元学・地域学の展開を図ります。

- ・ 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財等の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図ります。
- ・ 「奄美群島自然共生プラン（2003年9月策定）」に基づき「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つの転換を基本的な理念とし、人と自然の共生ネットワークの形成を図ります。
- ・ アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進や、奄美地域全体における外来種の対策としてマングース・ノヤギ・オオキンケイギク等の駆除を行うほか、ノイヌ・ノネコ等の対策として、住民に対する普及・啓発等による飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進めます。
- ・ 希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進めます。
- ・ 奄美らしい暮らし方、働き方等について、群島内市町村が連携し、一体となった情報発信等を促進します。
- ・ 市町村や地域住民、NPOと連携しながら、地域に増えつつある空き家を移住定住や地域の交流施設等に活用する取組を促進し、集落の活性化と関係人口の創出・拡大の取組を推進します。
- ・ 地域固有の自然、文化、歴史、伝統、食などを生かした地域づくり・シマ（集落）の活性化を促進します。
- ・ 移住に関する情報を集約し、相談窓口における情報提供の充実を図るとともに、地域の実態に応じたきめ細やかな支援を行い、移住相談から定着までの一貫したサポート体制の充実を図ります。
- ・ 奄美地域が世界遺産登録され、国内に複数の世界自然遺産登録地がある唯一の都道府県となったメリットを生かし、屋久島との交流を促進します。加えて、県内の世界文化遺産を生かした交流促進を図ります。

(3) 島々の特性を生かした産業の振興

- ・ 群島内の島々を結ぶ周遊型観光を促進するなど世界自然遺産登録の効果を群島全域に波及する取組を進めるほか、農林水産業等の技術交流など各分野における群島内の交流・連携の促進を図ります。
- ・ 世界自然遺産登録を踏まえ、オーバーツーリズムとならないようレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）の考えに基づいた観光施策を展開します。
- ・ グリーンツーリズム、ブルーツーリズムやエコツーリズムなど体験交流・滞在型観光の促進、地域の特色ある観光資源を生かした魅力ある観光地の形成、スポーツ合宿等の誘致等により、国内外の地域との通年的な交流促進を図ります。
- ・ （今後更新予定）「奄美群島持続的観光マスタープラン（2016年3月策定）」に基づき、過剰利用による悪影響を防ぐための利用ルールの策定、奄美自然観察の森のリニューアルなどの施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施するための

関係機関との協議検討やモデル事業等を実施します。

- ・ 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想（2017年2月認定）」に基づき奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進めます。
- ・ 固有種や希少種など世界的にも貴重な動植物が生息・生育するなどの奄美地域の自然や、琉球王朝の時代、薩摩藩の藩政時代、太平洋戦争後の日本本土からの分離時代といった歴史、島唄、八月踊り、豊年祭など独特の文化等についての知識を有するガイド等の人材育成を促進します。
- ・ 奄美地域の地域文化や自然環境が本県の財産であることを深く認識するため、鹿児島県本土などの小中学校による奄美地域への教育旅行の実施を促進します。
- ・ 本土に比べ割高となっている農林水産物等の輸送コストに対する支援を行い、生産基盤の強化を促進します。
- ・ 奄美群島の農林水産業等の振興を図る上で、沖縄市場も魅力的なマーケットであることから、沖縄本島向けの農林水産物等についても輸送コストの支援対象とするなどの事業の充実・拡大について検討します。

2 未来を拓く人づくり

～「島ちゅ」一人ひとりが多様で個性的な島の文化に誇りを持ち、多彩な個性と能力を発揮する奄美群島～

(1) 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

- ・ （今後修正予定）「すこやか長寿社会運動」を引き続き展開するとともに、高齢者が「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加ができるような環境整備を図ります。
- ・ 介護保険制度の安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、介護予防対策、認知症対策、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」の円滑な推進を図るとともに、「自立支援協議会」の運営の活性化や相談支援体制の充実、工賃向上に向けた取組を推進します。
- ・ （今後修正予定）誰もが快適で生活しやすい、バリアフリーに配慮した生活環境の整備を進めます。
- ・ 児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応した多様な保育サービスの提供や、放課後児童クラブの設置促進など、市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援します。
- ・ 母子・寡婦・父子家庭については、福祉資金の貸付等により社会的、経済的な自立を促進するとともに、給付金の支給や就業支援講習会の開催などにより就労支援を推進します。
- ・ （今後修正予定）地域における住民主体の課題解決力強化と市町村における相談支援体制の構築、市町村地域福祉計画の策定を促進します。また、地域福祉活動の中核を担う市町村社会福祉協議会の基盤強化を図ります。

- ・ 生活困窮者に対しては、相談対応のほか、就労や家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に実施するとともに、制度の周知を図り、制度の活用及び支援への参画を促します。また、生活保護受給者に対しては、最低限度の生活の保障を行うとともに、就労可能な者に対しては、自立支援プログラムを実施するなど自立に向けて積極的に支援します。

(2) 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう「子宝の島」の実現

- ・ 奄美群島は、地域の見守り、行政の手厚い支援体制など、地域全体で子育てを応援する環境が整っています。この環境をサポートするとともに、奄美群島の子育て環境を全国に積極的にPRし、移住者などを群島に呼び込み、地域の活性化を図ります。
- ・ 市町村が設置する子育て支援施設と情報交換を密に行い、より良い子育て環境を構築するほか、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の活用を促進します。
- ・ 奄美群島で結婚を希望される方を支援するため、行政が運営する結婚相談所の設置を検討するなど、希望者が相談できる体制の整備を進めます。

(3) 「長寿の島」の実現と良質な医療・介護の確保

- ・ 奄美群島は65歳未満の男性の早世率、脳血管疾患による男女の死亡率が国や県を上回っている状況にあります。また、青壮年期の朝食の欠食、生活習慣病リスクを高める飲酒などの健康課題にも対応する必要があります。
- ・ 地域・職域・学域の連携による健康づくりを推進するため、関係団体との連携を強化するとともに、広報誌への掲載やイベントの実施などにより、全ての世代において総合的な健康づくりを進めます。
- ・ 奄美群島での出産、育児に対する精神的、経済的負担を軽減するため、市町村と連携しながら、島外の産科医療機関で妊婦健診や出産をする場合の宿泊費や交通費に対する助成、民間団体が設置する子育て支援施設に対する助成、不妊治療、小児慢性特定疾病児の受診に対す支援などについて検討を進めます。
- ・ ライフステージや生活の場に応じた、こころの健康の保持・増進に努め、地域ぐるみの自殺対策を推進します。
- ・ 名瀬・徳之島両保健所の広域的、専門的及び技術的機能を強化し、市町村をはじめ健康関連団体を支援します。
- ・ 医療供給体制について、まずはそれぞれの島内で完結することを目標に、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療供給体制の整備を図るとともに、ICTを活用した遠隔医療を促進します。また、ドクターヘリの運航については沖縄との連携を深める取組を進めるなど、救急医療の提供体制の充実を図ります。
- ・ (今後修正予定) 県立大島病院においては、施設・設備や高度医療機器の整備・更新等により医療水準の向上を図るとともに、代診医派遣など、へき地医療支援機能の充実・強化を図ります。また、無医地区等の医療については、一般巡回診療及

び特定診療科巡回診療の計画的な実施を図ります。

- ・ (今後修正予定) 救急医療については、第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、県立大島病院において、24時間365日救急患者の受入に努め、地域救命救急センターの救急医療体制の充実に努めます。さらに、フライトドクター等の養成・確保により、奄美ドクターヘリの安定運用を図ります。
- ・ (今後修正予定) 医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士及び栄養士等の医療従事者の確保・資質向上を図ります。

(4) 「シマ」を愛し世界に通用する人材の育成，文化・スポーツの振興

- ・ 「人権教育」を全ての教育の根幹に添えて、自他の大切さを認めることができる子どもたちの育成を目指します。また、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための、道徳科を要とした「心の教育」を推進します。
- ・ 幼稚園及び幼保連携型認定こども園については、地域の実情等を踏まえ、適切な整備を促進するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園等と小学校等の教職員が共有するなどの連携を図り、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実に努めます。
- ・ 義務教育については、各種学力調査結果等の厳しい状況を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を通して、実際の社会や生活に生かせる知識及び技能と未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、学んだことを人生や社会に主体的に生かそうとする態度を育成します。
また、島唄、八月踊りなど伝統・文化や伝統行事、豊かな自然を生かした体験活動を取り入れることなどにより、子どもたちの豊かな心を育みます。”
- ・ 群島内の小学校・中学校、特に小規模校においては、その学校の良さを生かした「奄美のよさを生かした魅力・活力ある教育」を推進するなど、学校の魅力化に努め、積極的に離島留学を受け入れるなど、学校の活性化を図ります。また、小規模校における隣接校との集合学習や大規模校等との交流学习等の学校間交流を通じて、広域的な教育活動を促進します。
- ・ AIやIoTなど、急速に発展する社会の情報化に対応するため、GIGAスクール構想を踏まえた教育の情報化の推進を図り、一人一台タブレット端末等のICTを効果的に活用した学習活動等の充実やプログラミング教育等の取組を通して、次世代に求められる人材の情報活用能力の育成を図ります。
- ・ 児童生徒の体力については、一校一運動を促進するとともに、小・中学校の全校体制で取り組む「体力アップ！チャレンジかごしま」や「運動大好き“かごしまっ子”」育成推進事業を推進することを通して計画的・継続的な体力・運動能力の向上を図ります。
- ・ 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、夢・希望の実現のための具体的な目標設定とその達成のため、様々な職場での体験学習・インターンシップ、企業経験者等による話を聞く体験をさせる機会を増やします。
- ・ 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、いじめ・不登校・問題行動

等の未然防止，早期発見，早期対応に努め，「チーム学校」としての意図的・計画的な教育相談・働きかけ・支援の実施を推進します。また，学校，家庭，地域，関係機関等との連携を推進します。

- ・ 学校施設については，計画的な整備を推進するとともに，給食施設については，老朽化した施設の更新等を推進します。また，へき地教員住宅については，不足戸数の解消や老朽化した住宅の整備を推進します。
- ・ 高等学校教育においては，指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上等，学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに，地域に信頼され，魅力ある学校づくりを目指します。
- ・ 特別支援教育については，地域や保護者等の特別支援教育に対する理解を深めながら，支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた，適切な指導・支援や，相談・支援体制の一層の充実を図るために，小・中・高等学校等の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上，就学・進学時の切れ目のない支援の推進，企業等との連携した就労支援などに取り組みます。
- ・ 県立大島養護学校においては，地域の特別支援教育のセンター的な機能充実を図ります。また，特別支援学校のない離島においては，これまで徳之島高校内に設置していた「特別支援学校高等部支援教室」を平成30年度から喜界高校内においても設置するなど特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 高等教育の受講を可能とする遠隔教育について，本土と同等の教育環境の整備を促進するとともに，鹿児島大学大学院の奄美サテライト教室については，受講生確保のための広報活動や受講科目の充実などの取組を促進します。また，鹿児島大学の国際島嶼教育研究センターとの連携を図ります。
- ・ 新たな高等教育機関の設立，誘致については，関係者による議論等を踏まえて検討します。
- ・ 図書館や公民館等，生涯学習の拠点となる施設の整備を促進するとともに，かごしま県民大学中央センター，市町村，大学・短大・民間教育機関等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様な学習機会を提供します。
- ・ 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養，国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進します。
- ・ 優れた芸術文化や奄美地域固有の伝統・文化にじかにふれる機会を創出し，各種文化施設の積極的活用や島口，島唄大会等のイベントの充実を図るとともに，地域固有の文化の再発見を促進します。
- ・ 学校教育や社会教育等の場で，島唄や八月踊りなどの伝統・文化の保存・伝承を促進します。また，地域文化の地域住民への普及促進及び有識者による地元学・地域学の展開を図ります。
- ・ 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど，地域の文化財等の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図ります。
- ・ 奄美地域の地域文化や自然環境が本県の財産であることを深く認識するため，鹿児島県本土などの小中学校による奄美地域への教育旅行の実施を促進します。

- ・ 生涯スポーツの振興については、各市町村のスポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進します。また、社会体育施設については、地域の実態に即した施設設備の整備を促進します。
- ・ (今後更新予定) これからの奄美地域を担う人材を育成・確保するため、郷土に根ざした学校教育、高校生の職業意識等の醸成を図るインターンシップ、外部講師の活用などを推進するとともに、雇用機会の拡大や企業内教育を促進します。
- ・ 県立短期大学の奄美サテライト講座については、受講生確保のための広報活動や受講科目充実などの取組を促進します。また、かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様な学習機会の提供、青少年団体や女性団体等の育成や活性化に取り組みます。
- ・ 地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）などの持続可能な取組の担い手の創出・育成等を図るとともに、積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成を図ります。
- ・ 小中学生を対象としたプログラミング教育や小中高校生の運動能力の向上等の指導者のスキル向上に必要な知識などを取得できる機会の提供や環境整備などを促進します。
- ・ (今後更新予定) 保健・医療・福祉のニーズの多様化・高度化に対応するために、専門性を備えた人材の育成・確保を図るとともに、ボランティア、NPO等の社会参加活動を担う人材の育成を図ります。
- ・ 学校の学習活動の中などで伝統的な祭り・行事に触れる機会を設けるとともに、公民館等を中心に地域が一体となって文化協会や保存会、青年団等による伝統・文化の保存・伝承活動の支援・促進を図ります。
- ・ (今後更新予定) 環境教育・環境学習等を推進し、環境保全のための具体的な実践活動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を進める人材の育成を図ります。
- ・ (今後更新予定) 固有種や希少種など世界的にも貴重な動植物が生息・生育するなどの奄美地域の自然や、琉球王朝の時代、薩摩藩の藩政時代、太平洋戦争後の日本本土からの分離時代といった歴史、島唄、八月踊り、豊年祭など独特の文化等についての知識を有するガイド等の人材育成を促進します。
- ・ 青少年の国際交流等を推進し、国際的な視野と先見性、コミュニケーション能力や豊かな感性を持った人材を育成します。
- ・ 研修会や会議の開催に当たっては、離島の特殊性に配慮し、ウェブ会議システムの活用や、より身近な地域での開催を検討するなど、参加者の負担軽減に努めます。

3 暮らしやすい社会づくり

～「結いの精神」を生かした、島民誰もが生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる奄美群島～

(1) 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生（「島の宝」を守り受け継ぐ取組）

- ・ 「奄美群島自然共生プラン（2003年9月策定）」に基づき「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つの転換を基本的な理念とし、人

と自然の共生ネットワークの形成を図ります。

- ・ (今後更新予定)「奄美群島持続的観光マスタープラン(2016年3月策定)」に基づき、過剰利用による悪影響を防ぐための利用ルールの策定、奄美自然観察の森のリニューアルなどの施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施するための関係機関との協議検討やモデル事業等を実施します。
- ・ 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が分担して実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進するとともに、同計画に基づき、実施すべき取組を推進します。
- ・ 希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進めます。
- ・ アマミノクロウサギ等のロードキル(交通事故)や希少種の盗採等への対策の推進や、奄美地域全体における外来種の対策としてマングース・ノヤギ・オオキンケイギク等の駆除を行うほか、ノイヌ・ノネコ等の対策として、住民に対する普及・啓発等による飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進めます。
- ・ 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想(2017年2月認定)」に基づき奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進めます。
- ・ 世界自然遺産、国立公園など奄美地域が持つ優れた自然環境や個性的な伝統・文化を、奄美地域全体において、観光のみならず農業や子育て、医療福祉など多様な分野で活用する地域活性化の取組を促進します。
- ・ 市町村と連携し、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止を図ります。
- ・ 水環境については、公共用水域及び地下水の水質常時監視調査や、工場・事業場の排水基準監視・指導を実施し、公共用水域及び地下水の水質の保全を図ります。
- ・ 県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物の円滑な処理を推進します。
- ・ ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図ります。
- ・ 農村、漁村の持つ多面的機能を生かしながら、地域の特性に応じた環境の整備に努めるとともに、奄美地域独特の美しい景観の維持や環境美化の取組を推進します。
- ・ 計画的な森林整備の実施、保安林等の適切な整備など、地球温暖化防止等に貢献する多様で健全な森林づくりを推進します。
- ・ 森林環境教育や森林ボランティア活動を促進し、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図り、県民参加の森林づくりを推進します。
- ・ 藻場造成技術開発に取り組み、地球温暖化防止等に貢献する藻場の維持・保全活動の取組を支援します。
- ・ 住民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、食品の食べきり・使いきりによる食品ロスの削減など、

ごみの排出抑制・リサイクルに取り組むよう促し、循環型社会の形成を目指します。

- ・ 家電リサイクル及び自動車リサイクルについて、市町村・関係団体と連携しながら、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- ・ 住民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、食品の食べきり・使いきりによる食品ロスの削減など、ごみの排出抑制・リサイクルに取り組むよう促し、循環型社会の形成を目指します。
- ・ し尿処理については、施設の整備を促進するとともに、生活排水対策を促進するため、各市町村の生活排水処理計画に基づき、公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を促進します。併せて、下水道施設、農業集落排水施設等を計画的に更新を促進し、機能維持を図ります。
- ・ リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や、産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備を促進します。
- ・ 家畜排せつ物や有機性汚泥については、堆肥としての利活用を促進し、建設廃棄物については、発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努めます。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者における処理責任の原則の普及啓発を推進するとともに、優良な処理業者の育成及び不適正処理に対する監視指導の徹底を推進します。
- ・ (今後更新予定) 奄美地域の各島における地形、地質、気象条件等を考慮し、地域の特性に応じた水資源の開発、保全及び有効利用を図ります。
- ・ (今後更新予定) 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。また、豊富に賦存する海洋再生可能エネルギーの活用について検討します。
- ・ ハブ対策については、携帯用毒吸出器の普及啓発や治療用血清を市町村や病院、診療所等に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図ります。

(2) 安心・安全な生活の実現

- ・ 常備消防体制の充実・強化を図るとともに、資機材や消防水利施設の整備を促進するほか、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成及び資質向上並びに処置範囲の拡大を図ります。
- ・ 災害時における集落の孤立化に対応するため、消防団活動の活性化や救助資機材等の充実及び関係機関との相互応援体制の充実を図るとともに、住民の防火意識の啓発を図ります。
- ・ 集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、避難所の指定や各種施設の総合的な整備を推進するとともに、2010、2011年の奄美豪雨災害をはじめとするこれまでの多くの災害を踏まえ、避難施設の機能強化、通信設備の整備などの防災対策を推進します。
- ・ 住民や防災関係機関等への迅速・的確な気象・河川・土砂災害等の情報提供体制の整備や、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底に努めるとともに、自主防災組織の育成など地域防災対策の強化を図ります。
- ・ 災害時における相互応援体制の確立やボランティア活動の促進を図るほか、迅速な応急対策の推進や災害支援体制の充実を図ります。
- ・ 自然環境や生態系等に配慮しながら、治山施設の整備や既存施設の修繕等を実施

するとともに、山地防災ヘルパーを活用して山地災害危険地区の点検等を行うなど、ハード対策とソフト対策とが一体となった山地災害の未然防止対策を推進します。

- ・ 公益的機能の発揮が求められる森林については、保安林の指定を推進するとともに、土砂流出防備保安林や潮害防備保安林などの防災林の適切な維持管理に努めます。
- ・ 海岸防災林については、自然環境や生態系等に配慮しながら計画的な整備を図り、保安林改良事業や保育事業を導入して機能回復及び維持管理に努めます。
- ・ 自然環境及び生態系等に特に配慮しながら、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進を図ります。また、2010、2011年度の豪雨により甚大な浸水被害が発生した住用川等については、重点的な河川整備の推進を図るとともに、準用河川についても、引き続き整備を促進します。
- ・ 土石流危険渓流の防災対策を基本に、要配慮者利用施設への土砂災害を防止する堰堤等の施設整備を積極的に推進するほか、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進します。
- ・ 砂防施設整備に当たっては、県溪流環境整備計画に基づき、奄美地域の豊かな自然環境及び生態系等に配慮し、溪流を遮断しないスリットタイプの堰堤等を整備するとともに、既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 人家、公共施設、耕地等に甚大な被害を及ぼすことが予想される地域においては、自然環境や生態系等にも配慮して、地すべり防止施設等の整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 高潮や津波等による災害を防止するため、海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 大規模地震発生後の海上交通ルートによる避難・救助・復旧作業等に対応するために、奄美地域全体における港湾施設の老朽化対策を推進します。

(3) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成と活力あるまちづくり

- ・ 野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した道づくりや多自然川づくりに取り組むこととし、自然石護岸や水制工等の設置、法面等への在来植物の導入など、自然環境配慮型公共事業への取組を推進します。また、自然再生推進法に基づき、自然再生型公共事業の検討・採用を図ります。
- ・ 「公共事業における環境配慮指針」に基づく環境に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、人材の確保・育成・体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進します。
- ・ 計画、設計、施工など公共事業の各段階で赤土等流出防止対策を図るとともに、各種防止技術の調査研究等の推進や、民間開発事業者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図ります。
- ・ 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良とともに、観光客に対する奄美地域ならではの歓迎ムードを醸成するための体制整備に努めます。

- ・ 航空路線については、国等と連携しながら、鹿児島、東京、大阪、沖縄等の各空港及び各島間の路線の維持・充実、利便性の向上に努めます。なお、航空運賃については、運賃軽減を継続するとともに、制度の拡充を検討します。また、国に対しても、財政支援措置の拡充など、離島航空路線の安定的な運航を確保するための支援策等の維持・充実を図るよう、働きかけます。
- ・ 港湾について、多くのクルーズ船を受け入れられるように既存施設の有効活用も含めた受入環境の整備を図ります。また、定期船港湾においては、岸壁エプロンや防舷材等の定期的な補修を進めるとともに、港湾施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 航路は、住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、引き続き、国等と連携しながら運営費補助等を行うなど、その安定的な運航の維持・確保に努めます。また、航路運賃については、運賃軽減を継続するとともに、制度の拡充を検討します。
- ・ 空港・港湾とのアクセス向上や地域間の交流を促進するため、各島内を縦貫・循環する道路の整備や防災対策、老朽化対策を推進します。
- ・ バス路線など生活道路の整備を進めるとともに、自然環境との調和を図りながら、地域住民の利便性・安全性・快適性に配慮した道路整備を計画的に進めます。
- ・ 災害発生時における道路交通の機能を確保するため、横断的な道路など迂回路も含めた必要な道路整備を行うとともに、橋梁の耐震対策、法面の防災対策及び無電柱化を進め、道路や港湾などの緊急輸送道路ネットワークの強化を図ります。また、橋梁などの既存施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 地元市町村と連携して、バス事業者の生産性向上の取組等を促進するとともに、地域間幹線系統や廃止路線代替バスの路線維持を図ります。また、コミュニティバスやデマンド型交通など、各地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進します。
- ・ 光ファイバなど地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備・拡充を検討するとともに、携帯電話等の移動体通信基盤の整備・強化を促進します。
- ・ 水道未普及地域の解消を促進するとともに、渇水期における一部地域の水不足に対処するため、新たな水源確保を図るなど施設の整備拡充を促進するほか、老朽化施設の計画的な更新、耐震化及び広域的な連携を促進します。また、硬度等に問題のある地域では電気透析等の高度浄水施設の整備や計画的な更新など、安全で安定した生活用水の確保を促進します。
- ・ 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、奄美市における土地区画整理を促進し、都市基盤施設の整備促進を図るとともに名瀬港本港地区の整備を推進し、にぎわいに満ちた魅力あるまちづくりを促進します。
- ・ 奄美市、徳之島町、和泊町において公共下水道を、奄美市（旧笠利町赤木名地区）において特定環境保全公共下水道の整備を促進します。併せて、下水道施設を計画的に改築し、機能維持を図ります。
- ・ 奄美市、天城町等において、都市公園の質的向上を目的としたリニューアル等を促進します。
- ・ 気候や自然災害への十分な対応とともに、地域の豊かな自然、美しい景観、伝統

- ・文化を生かした住まいづくり，まちづくりを促進します。また，老朽化した公営住宅の建替や改善等を促進するとともに，公的賃貸住宅の整備にあたっては，民間事業者の活用や増加している空き家の活用も検討します。
- ・奄美地域内の犯罪や交通事故を防止し，日常生活の安全と安心を確保するため，犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発，児童生徒への安全教育の充実に努めます。

(4) 個性や「結いの精神」を生かしたシマづくり

- ・地域固有の自然，文化，歴史，伝統，食などを生かした地域づくり・シマ（集落）の活性化を促進します。
- ・地域住民が日常生活の中でお互いに助け合い支え合う「結いの精神」や，地域ぐるみでの子育ての気風など奄美地域の特性を生かした共生・協働による地域社会づくりを推進します。
- ・小学校区などの範囲において，自治会，NPO，企業，青年団，老人クラブ，子ども会など多様な主体が顔の見える関係のもと連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりや，その活動の充実に向けた市町村の取組を促進します。
- ・効果的な情報発信やニーズに即した相談対応の充実など，市町村や関係団体等と連携して，島外からの移住・交流を促進します。
- ・移住に関する情報を集約し，相談窓口における情報提供の充実を図るとともに，地域の実態に応じたきめ細やかな支援を行い，移住相談から定着までの一貫したサポート体制の充実を図ります。
- ・地域おこし協力隊隊員のニーズに応じた研修会の開催などの取組を支援し，効果的な活動や任期終了後の定着を促進します。
- ・市町村や地域住民，NPOと連携しながら，地域に増えつつある空き家を移住定住や地域の交流施設等に活用する取組を促進し，集落の活性化と関係人口の創出・拡大の取組を推進します。
- ・特定地域づくり事業協同組合制度の活用を促進するなど，移住希望者等に対する安定した雇用環境と新たな働き方の提供に向けた取組を推進します。
- ・奄美らしい暮らし方，働き方等について，群島内市町村が連携し，一体となった情報発信等を促進します。
- ・群島内の島々を結ぶ周遊型観光を促進するなど世界自然遺産登録の効果を群島全域に波及する取組を進めるほか，農林水産業等の技術交流など各分野における群島内の交流・連携の促進を図ります。
- ・世界自然遺産登録を踏まえ，オーバーツーリズムとならないようレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）の考えに基づいた観光施策を展開します。
- ・グリーンツーリズム，ブルーツーリズムやエコツーリズムなど体験交流・滞在型観光の促進，地域の特色ある観光資源を生かした魅力ある観光地の形成，スポーツ合宿等の誘致等により，国内外の地域との通年的な交流促進を図ります。
- ・奄美地域が世界遺産登録され，国内に複数の世界自然遺産登録地がある唯一の都

道府県となったメリットを生かし、屋久島との交流を促進します。加えて、県内の世界文化遺産を生かした交流促進を図り、世界遺産の保全と地域の発展につながる「ヘリテージツーリズム」の構築に取り組みます。

- ・ 沖縄県との交流を促進するため、両地域間の交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色のある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や世界自然遺産に関する連携、固有の歴史民俗・伝統芸能を通じた歴史文化交流等を積極的に展開します。
- ・ (今後更新予定) 奄美地域の持つ多彩な魅力を積極的に海外へ情報発信するとともに、様々な交流活動を展開し、交流人口の増加を図ります。特に、経済発展・人口増加が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進します。また、今後増加が予想される外国人住民の地域社会参画を促進する多文化共生の取組を推進します。

4 活力ある産業づくり

～世界自然遺産の効果が地域産業に波及する活力ある奄美群島～

(1) 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

ア 人づくり・地域づくりの強化

- ・ 農業においては、UJIターン等による新規就農の受入体制の整備を図るとともに、認定農業者や地域における話し合いにより地域の中心となる経営体に位置づけられた担い手等に対して各種施策を集中的・重点的に実施します。
- ・ 林業においては、森林・林業の魅力の発信に努めるとともに、基礎的な技能講習、能力に応じた段階的な技能実習により、新規就業者や現場技能者の確保・育成を図ります。
- ・ 水産業においては、新規就業者や中核的な漁業者の育成など後継者対策を推進し、地域を支える担い手の確保・育成・定着を図ります。
- ・ 農林水産物の高品質化・省力化を図るための施設や機械導入、新技術の普及・経営診断等の個別支援活動の実施等により、担い手の経営発展を支援します。
- ・ 地域の農林水産業を支える多様な人材を確保するため、戦略的な経営を実践する法人組織や女性リーダー等を育成する取組、農作業受委託体制の構築などの取組、地域共生社会の実現に向けた農福連携等の取組、外国人材を活用する取組などを促進します。
- ・ 農村においては、NPO法人など多様な主体と農村集落とが連携して取り組む農村づくりを推進するとともに、都市と農村の交流の受入体制の充実・強化、農業・農村の有する多面的機能の保全活動への支援などにより、奄美地域ならではの特徴を有する農村の維持・発展を図ります。
- ・ 漁村においては、水産業・漁業集落が有する藻場・サンゴ礁の保全などによる多面的機能の発揮を促進するとともに、漁村地域が持つ魅力や価値の情報を発信し、収入機会の増大等を図る取組を促進します。
- ・ 都市住民の田園回帰や半農半X（農業と他の仕事を組み合わせた働き方）の

機運の高まりに加え，世界自然遺産への登録を契機に，グリーンツーリズム，ブルーツーリズムなど都市と農山漁村の交流の受入体制の充実・強化や農泊，海業などを持続的なビジネスとして実施できる体制づくりを推進します。

イ 生産・加工体制の付加価値の向上

- ・ 農業においては，農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約の加速化，大規模畑地かんがいなどを生かした園芸作物の生産振興，畜舎等の整備による規模拡大や低コストで高品質な子牛生産など肉用牛の生産基盤の強化等により，基幹作物であるさとうきびと野菜，果樹，花きなどの園芸作物や肉用牛を組み合わせた営農を推進します。
- ・ 環境との調和に配慮した農業や循環型農業の拡大を図るため，良質堆肥施用による健全な土づくり，耕畜連携によるさとうきびのハカマ等の粗飼料利用やばれいしょ等の裏作での粗飼料生産，優良草種の普及等による粗飼料自給率向上などを推進します。
- ・ 喜界島，徳之島，沖永良部島においては，地下ダム等を水源とする大規模畑地かんがい施設やほ場整備などの生産基盤の整備を推進するとともに，畑かん営農ビジョンに基づき生産性や収益性の高い農業の実現を推進します。
- ・ 林業の生産性の向上や奄美産材の生産・加工・流通体制の構築を図るため，森林施業の集約化，林道等の路網整備，高性能林業機械の導入，低コストで効率的な作業システムの普及・定着を促進します。
- ・ 天然広葉樹林におけるイタジイ等の有用樹の育成にあたっては，世界自然遺産の登録に伴う自然環境の保全と利用の調和を図りながら適切な整備を推進します。
- ・ シイタケ，タケノコをはじめ，ソテツ，キクラゲなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを図るため，安定的かつ効率的な生産体制及び集荷体制の整備，消費者ニーズに対応した優良品種の生産等を推進します。
- ・ 水産資源を増やすための魚礁（増殖礁）の設置等を進め，資源の有効利用と漁場の高度利用による効率的な生産体制の強化を推進します。
- ・ 漁業生産の基盤となる漁港の整備，漁港岸壁の耐震化，海岸保全施設の整備等を行い，新鮮な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備を図ります。
- ・ 持続的・安定的な漁業生産を実現するため，マチ類等主要水産動物の資源管理や藻場造成とともに，シラヒゲウニ，ヤコウガイ，スジアラ等有用種苗の放流等を推進します。
- ・ 温暖で養殖に適した海域が多い恵まれた特性を生かし，クロマグロやカンパチ等の魚類，真珠，クルマエビ，藻類養殖業の振興を図ります。
- ・ 奄美群島で生産される農林水産物を活用した加工品の開発，販路拡大など6次産業に取り組む農林水産業者を支援します。
- ・ ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農林水産業の導入・普及等による生産性の向上に向けた取組を支援します。
- ・ ミカンコミバエ等の重要病害虫の侵入警戒調査や防除対策などにより，まん

延防止等の取組を実施します。

- ・ 奄美群島は台風や干ばつ等の気象災害が多く、消費地に遠い離島であることから、気象条件に左右されない安定した生産が可能となる施設の整備や輸送中の鮮度保持を図る出荷体制の確立などの取組を支援するとともに、万が一に備え共済制度や収入保険制度等への加入を促進し、農林水産業者の経営安定を図ります。
- ・ 野生鳥獣による農作物被害の防止を図るため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」3つの取組を総合的かつ一体的に推進します。
- ・ 国の「国土強靱化基本計画」に基づき、農地・農村の防災・減災対策を推進するため、農業用ため池、排水施設及び保全施設の整備等を行います。
- ・ 農業水利施設をはじめとする土地改良施設の戦略的保安全管理に向け、点検・診断結果等のデータの蓄積・共有を進めつつ、各施設の長寿命化計画の策定や保全対策を推進します。
- ・ 自然環境や生態系等に配慮しながら、治山施設の整備や既存施設の修繕等を実施するとともに、山地防災ヘルパーを活用して山地災害危険地区の点検等を行うなど、ハード対策とソフト対策とが一体となった山地災害の未然防止対策を推進します。
- ・ 公益的機能の発揮が求められる森林については、保安林の指定を推進するとともに、土砂流出防備保安林や潮害防備保安林などの防災林の適切な維持管理に努めます。
- ・ 海岸防災林については、自然環境や生態系等に配慮しながら計画的な整備を図り、保安林改良事業や保育事業を導入して機能回復及び維持管理に努めます。

ウ 販路拡大・輸出拡大

- ・ 安心・安全で品質の良い農産物を計画的・安定的に供給できるブランド産地づくりを推進します。
- ・ 更なるブランド力の向上を図るため、「かごしまブランド」の産地認証、GAP（農業生産工程管理）の取組や地理的表示保護制度（GI）の活用を促進します。
- ・ 地域内外での各種フェアの開催・参加、かごしまの食ウェブサイトを活用した奄美群島産農林水産物の紹介などの販売促進活動を展開します。
- ・ 家庭、学校、地域等における奄美地域の「食」の提供や農林漁業体験による食育、花育、魚食普及、食文化の継承、地産地消等の取組を推進します。
- ・ 消費地に遠い離島であることから、輸送中の鮮度保持を図る出荷体制の確立とともに、農林水産物や加工品等の輸送コストの軽減を図る取組を支援します。
- ・ 海外における農林水産物への需要が高まりつつあることから、輸出先国のニーズに対応した商品の開発、高度衛生管理型市場等の整備、安心・安全等に対応する認証の取得など、奄美群島の農林水産物の輸出拡大に取り組みます。

(2) 観光の「稼ぐ力」の向上

- ・ 奄美地域の多様で豊かな自然や、個性的な伝統・文化等の地域資源を有効に活用し、奄美地域の魅力を生かした新たな旅行商品の造成を支援し、個性豊かなイベントの開催、国内外からの各種スポーツ合宿の誘致、この地域ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進します。
- ・ (一社)奄美群島観光物産協会や奄美群島広域事務組合を中心に、市町村、関係機関・団体等と連携を図りながら、島コーディネーターの活用や、観光ガイド、インストラクター奄美群島認定エコツアーガイド、地域通訳案内士等の人材の育成・確保等の受入体制づくりを促進し、奄美地域ならではのおもてなしの充実を図ることにより、商業主義化されたリゾートではなく、魅力と個性あふれる観光地づくりを促進します。
- ・ 海外からの観光客も視野に入れた国内外からのクルーズ船の誘致など群島内外を結ぶクルージング観光等の観光交通体系の整備、奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光・情報発信の拠点として、インターネットやSNS等を活用した魅力ある観光情報の発信を図り、質の高い観光地づくりを促進します。
- ・ 奄美地域らしい体験ができる着地型観光を促進するために、あまみシマ博覧会との連携、奄美地域らしいコンテンツ(大島紬、島唄、奄美黒糖焼酎等)に着目したツーリズムの更なる推進を図ります。
- ・ エコツーリズムについては、ツアーガイドや観光関係団体などとの連携により、質の高いエコツアー等を促進するとともに、世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルやサイクルツーリズムのモデルコースの活用を推進します。
- ・ 海洋レクリエーションや、島唄、八月踊り、六調などの魅力ある地域資源を生かした体験学習や沖縄等との連携等の充実を図りながら、教育旅行の誘致を促進します。
- ・ 島ならではの食や体験プログラムの充実を図りながら、体験プログラムを集積した「あまみシマ博覧会」を実施するとともに、旅行商品化に向けた磨き上げなど、奄美地域らしい多彩な体験ができる着地型観光プログラムづくりを促進します。
- ・ 奄美地域を訪れる誰もが、安心・安全に利便性の高い快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識や公衆無線LAN(無料Wi-Fi)等の整備促進、温かく迎え入れるホスピタリティ(心のこもったおもてなし)の向上、多言語対応などのインバウンド対策の促進、自動車免許を持たない方や環境負荷に配慮した二次交通の整備促進、店舗等におけるキャッシュレス化の促進、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備など、ユニバーサルツーリズムの推進を図ります。

(3) 企業の「稼ぐ力」の向上

- ・ 大島紬については、新柄や若い世代が購入しやすい商品の開発を進めるとともに、大島紬に親しむ機会を増やし、新たな需要開拓を図ります。また、ICT等を活用して、産地自らが小売業者や消費者に直接販売する取組を支援し、販路の拡大を図ります。
- ・ 大島紬後継者育成施設との連携を図り、人材の確保・育成を図るとともに、低金

利融資などの支援により、経営の安定化を図ります。

- ・ 黒糖焼酎については、地域団体商標を活用したブランド化や国内外市場での認知度向上、販路拡大を図るため、各種メディアの活用やプロモーション活動等の取組を支援します。また、若者や女性、海外向けなど、ターゲットを絞った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品の展開や効果的な販売戦略の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 地域の資源と伝統を生かした特産品の振興やブランド化、地域の優位性を生かせる業種等の企業立地など工業の振興を図ります。
- ・ 関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、起業の促進及び産業振興等による雇用機会の拡充を図ります。
- ・ 社会経済の変化に対応した新事業の創出やI o T・A I等を活用した生産性向上等の促進による経営の近代化等商業の振興や中小企業の経営革新への取組等の支援を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした地場産業の育成による地域経済の振興発展を図ることにより、若者の地元就職の促進と働き方改革の推進を図ります。
- ・ (独)奄美群島振興開発基金の業務及び機能の拡充等による群島金融の円滑化を支援します。

(4) 地域を支え地域で活躍できる働き方の創出

- ・ 地域の特性を生かした地場産業の育成による地域経済の振興発展を図ることにより、若者の地元就職の促進と働き方改革の推進を図ります。
- ・ 地域の農林水産業を支える多様な人材を確保するため、戦略的な経営を実践する法人組織や女性リーダー等を育成する取組、農作業受委託体制の構築などの取組、地域共生社会の実現に向けた農福連携等の取組、外国人材を活用する取組などを促進します。
- ・ (一社)奄美群島観光物産協会や奄美群島広域事務組合を中心に、市町村、関係機関・団体等と連携を図りながら、島コーディネーターの活用や、観光ガイド、インストラクター奄美群島認定エコツアーガイド、地域通訳案内士等の人材の育成・確保等の受入体制づくりを促進し、奄美地域ならではのおもてなしの充実を図ることにより、商業主義化されたりゾートではなく、魅力と個性あふれる観光地づくりを促進します。
- ・ (今後更新予定)保健・医療・福祉のニーズの多様化・高度化に対応するために、専門性を備えた人材の育成・確保を図るとともに、ボランティア、NPO等の社会参加活動を担う人材の育成を図ります。
- ・ 大島紬後継者育成施設との連携を図り、人材の確保・育成を図るとともに、低金利融資などの支援により、経営の安定化を図ります。
- ・ 「公共事業における環境配慮指針」に基づく環境に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、人材の確保・育成・体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進します。
- ・ (今後更新予定)これからの奄美地域を担う人材を育成・確保するため、郷土に

根ざした学校教育，高校生の職業意識等の醸成を図るインターンシップ，外部講師の活用などを推進するとともに，雇用機会の拡大や企業内教育を促進します。

- ・ 母子・寡婦・父子家庭については，福祉資金の貸付等により社会的，経済的な自立を促進するとともに，給付金の支給や就業支援講習会の開催などにより就労支援を推進します。
- ・ 生活困窮者に対しては，相談対応のほか，就労や家計管理，子どもの学習等の支援を包括的に実施するとともに，制度の周知を図り，制度の活用及び支援への参画を促します。また，生活保護受給者に対しては，最低限度の生活の保障を行うとともに，就労可能な者に対しては，自立支援プログラムを実施するなど自立に向けて積極的に支援します。
- ・ 特別支援教育については，地域や保護者等の特別支援教育に対する理解を深めながら，支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた，適切な指導・支援や，相談・支援体制の一層の充実を図るために，小・中・高等学校等の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上，就学・進学時の切れ目のない支援の推進，企業等との連携した就労支援などに取り組みます。

5 施策推進の基盤

～デジタルテクノロジーを活用し，活力あふれる奄美群島～

(1) デジタルテクノロジーを活用した暮らしの向上

- ・ 情報通信技術は，外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性を克服する上で極めて有効な手段であり，また，奄美地域は，豊かな自然環境や安いオフィス賃料などの優位性も有していることから，情報通信基盤の整備を進めるとともに，企業活動におけるICTの利活用，他産業との連携による地域づくりなどを推進することにより，情報通信技術を活用する産業の定着を図ります。
- ・ 奄美群島内のコワーキングスペースやサテライトオフィスを情報通信産業の振興を図るための拠点施設として活用するほか，デジタル人材の育成を促進することにより，新たな企業立地や地元企業の新事業展開やデジタル化を促進します。
- ・ 観光や特産品などの分野において情報通信産業が積極的に連携しながら，各産業等の課題解決に資する情報通信産業技術の活用を推進し，奄美地域における情報通信産業の地域内掘り起こしと対応強化を図ります。

第5章 取組方針実現のために

今後作成予定

奄美地域 地域振興の取組方針〈改訂版〉

2023年3月発行



編集・発行 鹿児島県大島支庁

〒894-8501 住所 奄美市名瀬永田町17-3

TEL 0997-57-7218

ホームページ <https://www.pref.kagoshima.>